軽自動車の登録・廃車手続きについて

◎軽自動車等を取得・譲渡・廃車・住所変更等をしたときは下表のとおり手続きを行ってください。

車　種	申告(手続き)場所	種　類	必要なもの
特定小型を含む原動機付自転車 (排気量 125cc 以下) **ミニカー** (排気量 50cc 以下) **小型特殊自動車** (農耕作業用など)	**山鹿市役所** 市民課窓口 43－1169 **各市民センター** 鹿北32－3111 菊鹿48－3111 鹿本46－3111 鹿央36－3111	新規登録	◆**車名・車台番号・総排気量**が明記されているもの ◆**販売証明書**または**譲渡証明書** ※特定小型においては、**定格出力・車両長さ・車両幅・最高速度**が明記されているもの
		名義変更	◆**譲渡証明書**
		車体変更	◆**車名・車体番号・総排気量**が明記されているもの ◆**販売証明書**または**譲渡証明書**
		廃　車	◆**ナンバープレート**
三輪・四輪の軽自動車 (排気量 660cc以下)	**軽自動車検査協会** ・050-3816-1758 ・熊本市東区 東本町 16-3	左記へお問合せください	
軽二輪 (排気量 125cc超 250cc以下) **二輪の小型自動車** (排気量 250cc超)	**熊本運輸支局** ・050-5540-2086 ・熊本市東区東町 4 丁目 14 番 35 号	左記へお問合せください	

小型特殊自動車も、登録の申告が必要です。

■小型特殊自動車について

○ 農耕作業用自動車を取得した時には、**道路の走行にかかわらず**、軽自動車税の課税対象車両として登録が義務付けられていますので、必ず登録手続きを行ってください。(事業用に使用する車両の税金は、事業所得の必要経費で計上できます。)

○ 登録の際には、カタログ等車両の構造等が記載されたものをご用意してください。

○ 車両を処分した時、所有者を変更した時も手続きが必要です。(そのまま登録しておくと軽自動車税が課税されますので忘れずに申告してください。)

種　類	構　造　等	速　度	年税額
農耕作業用	**農耕作業用**(農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機等)で**乗用装置のあるもの**　※**大きさや排気量の制限無し**	**35 km/h 未満**	2,400 円
その他	農耕作業用に該当しないフォークリフト、ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラ、グレーダ、ロードスタビライザ、林内作業車、草刈作業車等) **長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、高さ 2.8m 以下**	**15 km/h 以下**	5,900 円

※農耕作業用で「**熊本 99**」など運輸支局から交付されたプレートの付いた大型特殊自動車の廃車等をする場合は、**運輸支局(050-5540-2086)**と**本市**の両方へ申告が必要になりますので、ご注意ください。

問い合わせ先　山鹿市役所税務課　(0968-43-1120)